

令和5年8月3日
広島県報定期第60号

第5種共同漁業権に係る増殖指針

令和5年広島県公告の別冊

1 趣旨

漁業法第 168 条により、第 5 種共同漁業権の免許を受けた者には、その免許を受けた内水面において水産動物の増殖を行うことが義務付けられている。この増殖指針は、令和 6 年 1 月 1 日免許予定の第 5 種共同漁業権について、申請者が同規定に基づく水産動植物の増殖を行う手法と数量の基準として定めるもので、対象となる水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする。

2 漁業の名称別の水産動物の種類及び増殖方法

(1) あゆ漁業

(ア) 水産動物の種類

アユとする。

(イ) 増殖方法

稚魚放流を基本とするが、産卵適地への成熟した親魚の放流又は産卵床造成、若しくは滞留魚（天然魚に限る。）を上流の適地へ移殖する汲み上げ放流について、次の比率により稚魚放流の一部に換算できることとする。

- ・ 親魚放流…20 キログラムを翌年の種苗放流 1 キログラムに換算。
- ・ 産卵床造成… 6 平方メートルを翌年の種苗放流 1 キログラムに換算。
- ・ 汲み上げ放流…滞留魚 1 キログラムを種苗放流 1 キログラムに換算。

(ウ) 留意事項

- ・ 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「アユの人工産卵床のつくり方」等を参考とすること。
- ・ 親魚放流や産卵床造成による増殖を取り入れる場合は、再生産の期待できる場所での実施を前提とする。
- ・ 産卵床造成による増殖を行う場合は、既存の良好な産卵床は避けて造成すること。
- ・ 親魚放流や産卵床造成による増殖を行う場合は、適地、規模又は時期等について、事前に広島県水産技術指導担当や広島県水産海洋技術センター等に相談すること。
- ・ あゆの汲み上げ放流については、河川構造物等により移動が妨げられている滞留魚（ダム湖で再生産する陸封アユ等、天然魚に限る。）を増殖が期待できる漁場へ移動させるものを対象とし、漁業権区域外へ遡上する個体の移植放流は対象としない。
- ・ 漁業権行使規則及び遊漁規則で、産卵時期に産卵場所を禁漁区とするなど、増殖保護も併せて行うこと。

(2) ます漁業

(ア) 水産動物の種類

原則、在来ますとし、日本海に流れる水系はヤマメ、瀬戸内海に流れる水系はアマゴとする。

(イ) 増殖方法

稚魚や成魚の放流を基本とするが、発眼卵埋設、抱卵親魚の放流及び産卵床造成を、次の比率により稚魚放流の一部に換算できることとする。

- ・ 発眼卵埋設…1,300粒を種苗放流1キログラムに換算。
- ・ 親魚放流…300グラム程度の抱卵した雌2～3尾を種苗放流1キログラムに換算。
ただし、天然の雄が不足している場合は雌相当尾数の雄も放流すること。
- ・ 産卵床造成…6箇所の造成を種苗放流1キログラムに換算。

(ウ) 留意事項

- ・ 水産庁発行の「溪流魚の増やし方～放流と自然繁殖を上手に使いこなす～」等を参考とすること。
- ・ 産卵床造成、発眼卵埋設や親魚放流による増殖を取り入れる場合は、再生産の期待できる場所での実施を前提とする。
- ・ 発眼卵埋設及び親魚放流については、産卵床が少ない場合には必要な規模の産卵床造成も合わせて実施すること。
- ・ 親魚放流を行う場合に、天然の雄がない場所では、雄も同数程度放流すること。
- ・ 親魚放流を行う場合の換算率について、雌の個体重が300グラムから大きく異なる場合には、次により補正すること。

種苗1キログラムに換算する親魚尾数=必要な卵数1,650個÷(親魚体重(グラム)×2.33+104)

- ・ 産卵床造成による増殖を行う場合は、既存の天然産卵床を避けて造成すること。
- ・ 発眼卵埋設や親魚放流の適地や規模、時期等について、事前に広島県水産技術指導担当や広島県水産海洋技術センター等に相談すること。
- ・ 天然再生産のある区域は放流等の増殖を控えたり、漁業権行使規則及び遊漁規則で、禁漁区として管理するなど、天然資源の増殖保護を検討すること。
- ・ 降海後に遡上するアマゴ(サツキマス)を対象に増殖する場合は、銀毛した種苗を放流すること。
- ・ ゴギについては、天然の再生産のみで個体群が保たれているため、遺伝的系統が異なる種苗の導入により遺伝的独自性が損なわれることがないよう、安易な放流は行わないこと。

(3) うなぎ漁業

(ア) 水産動物の種類

ニホンウナギとする。

(イ) 増殖方法

種苗放流とする。

(ウ) 留意事項

- ・ 平成 22 年からシラスウナギの不漁の影響が続いているため、増殖計画及び実績の判断に当たっては、放流用種苗の価格高騰を考慮する。
- ・ また、今後、広域的なウナギの資源管理に取り組むこととなった場合等は、増殖方法及び規模等を見直すことも検討する。

(4) こい漁業

(ア) 水産動物の種類

コイ（主として黒ごい）とする。

(イ) 増殖方法

種苗放流のほか、産卵床造成を次の比率により種苗放流に換算することができるものとする。

- ・ 産卵床造成… 1 平方メートルの造成を種苗放流 0.36 キログラム（種苗 1 尾 10 グラム換算で 36 尾）に換算。

(ウ) 留意事項

- ・ 種苗放流については、コイヘルペスウイルス病の影響で放流を自粛もしくは禁止しているが、この状態が長く続くと資源状況の悪化が懸念される。そこで、産卵床造成による増殖の実施を積極的に検討すること。また、今後の資源状況によっては、増殖規模を産卵床造成面積として示すことも検討する。
- ・ 産卵床造成を行う場合は、平成 22 年 3 月水産庁発行の「コイ・フナの人口産卵床の作り方」等を参考とすること。

(5) ふな漁業

(ア) 水産動物の種類

ゲンゴロウブナ及びギンブナとする。

(イ) 増殖方法

種苗放流のほか、必要な場合には産卵床造成を行うこととする。産卵床造成については、次の比率により種苗放流に換算することができるものとする。

- ・ 産卵床造成… 1 平方メートルの造成を種苗放流 1.91 キログラム（種苗 1 尾 5 グラム換算で 382 尾）に換算。

(ウ) 留意事項

- ・ フナ生産業者の中にはコイと混養していることも多く、種苗へのコイの混在や飼育水を介したコイヘルペスウイルス病の水平感染を疑われる等による風評被害を防止する観点から、種苗放流を控える場合は、産卵床造成による増殖の実施を積極的に検討すること。また、今後の資源状況や産卵床造成への取組状況によっては、増殖規模を放流量と産卵床造成面積を併記するかたちで示すことも検討する。
- ・ 産卵床造成を行う場合は、平成 22 年 3 月水産庁発行の「コイ・フナの人口産卵床

の作り方」等を参考とすること。

- ・ 種苗放流をする場合には、次の点に配慮すること。
 - ① コイを飼育していない生産業者から購入する等、風評被害の発生防止に配慮すること。
 - ② 事前に広島県や広島県内水面漁業協同組合連合会に連絡して、その指導を受けること。
 - ③ 同一水系の漁業協同組合の意向に配慮すること。

(6) はや漁業

(ア) 水産動物の種類

オイカワ、カワムツ、ウグイとする。

(イ) 増殖方法

産卵床造成もしくは種苗放流とする。

(ウ) 留意事項

一部を産卵床造成、一部を種苗放流（移植放流含む）とすることもできる。

(7) わかさぎ漁業

(ア) 水産動物の種類

ワカサギとする。

(イ) 増殖方法

発眼卵放流とする。

(8) もくずがに漁業

(ア) 水産動物の種類

モクズガニとする。

(イ) 増殖方法

- ・ 種苗放流のほか、汲み上げ放流（天然個体に限る。また、移植放流を含む）とすることもできる。
- ・ 汲み上げ放流…河川構造物により移動が妨げられている滞留個体1キログラムの汲み上げを種苗放流1キログラムに換算。

3 増殖規模等

漁業権者が計画的に資源の拡大増殖を行うために実施すべき増殖規模は、河川構造分類（早瀬・平瀬・淵）の面積及び河川類型別生息密度から算出する「生息基準量」の一定割合を増殖する、という考え方に基づくが、河川環境や利用状況等の変化、天然資源の再生産状況、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を勘案し、別表に定める規模以上と

する。

別表 漁業権別魚種別増殖規模

公示番号	魚種	増殖方法	増殖規模
内水共第1号	あゆ	種苗放流	400 kg
	うなぎ	種苗放流	20 kg
	もくずがに	種苗放流	0.5 kg
	こい	種苗放流	10 kg
	ふな	種苗放流	10 kg
	ます	種苗放流	30 kg
内水共第2号	あゆ	種苗放流	70 kg
内水共第3号	ます	種苗放流	20 kg
内水共第4号	あゆ	種苗放流	30 kg
内水共第5号	あゆ	種苗放流	360 kg
内水共第6号	ます	種苗放流	360 kg
	うなぎ	種苗放流	30 kg
内水共第7号	あゆ	種苗放流	800 kg
	こい	種苗放流	40 kg
内水共第8号	ます	種苗放流	250 kg
	うなぎ	種苗放流	20 kg
内水共第9号	あゆ	種苗放流	150 kg
	こい	種苗放流	100 kg
	うなぎ	種苗放流	60 kg
	ふな	種苗放流	100 kg
内水共第14号	あゆ	種苗放流	600 kg
	こい	種苗放流	70 kg
内水共第15号	ます	種苗放流	210 kg
	うなぎ	種苗放流	40 kg
内水共第16号	はや(おいかわ、かわむつ、うぐい)	産卵床造成	1,000 m ²
		又は種苗放流	70 kg
内水共第17号	ます	種苗放流	20 kg
	こい	種苗放流	100 kg
	うなぎ	種苗放流	10 kg
内水共第18号	ます	種苗放流	90 kg
	うなぎ	種苗放流	5 kg
内水共第19号	ます	種苗放流	160 kg
	こい	種苗放流	80 kg

	うなぎ	種苗放流	20 kg
内水共第 20 号	ます	種苗放流	20 kg
内水共第 21 号	あゆ	種苗放流	1,320 kg
	こい	種苗放流	80 kg
	うなぎ	種苗放流	50 kg
内水共第 22 号	ます	種苗放流	170 kg
内水共第 23 号	あゆ	種苗放流	3,500 kg (750 千尾)
	こい	種苗放流	260 kg
	うなぎ	種苗放流	90 kg
	もくずがに	種苗放流	10 kg
内水共第 24 号	ます	種苗放流	230 kg
内水共第 25 号	ふな	種苗放流	10 kg
内水共第 26 号	あゆ	種苗放流	400 kg
	こい	種苗放流	50 kg
	うなぎ	種苗放流	30 kg
	もくずがに	種苗放流	5 kg
内水共第 27 号	あゆ	種苗放流	1,350 kg
	こい	種苗放流	200 kg
内水共第 28 号	ます	種苗放流	160 kg
	うなぎ	種苗放流	90 kg
内水共第 29 号	ふな	種苗放流	40 kg
内水共第 30 号	あゆ	種苗放流	50 kg
	ます	種苗放流	10 kg
	こい	種苗放流	0 kg
	うなぎ	種苗放流	5 kg
内水共第 31 号	あゆ	種苗放流	50 kg
	ます	種苗放流	10 kg
	こい	種苗放流	0 kg
	うなぎ	種苗放流	10 kg
内水共第 32 号	はや (おいかわ、かわむつ)	産卵床造成 又は種苗放流	2,000 m ² 120 kg
内水共第 33 号	あゆ	種苗放流	120 kg
	こい	種苗放流	10 kg
	うなぎ	種苗放流	10 kg

内水共第 34 号	ます	種苗放流	30 kg
内水共第 35 号	ます	種苗放流	20 kg
内水共第 36 号	あゆ	種苗放流	270 kg
	こい	種苗放流	240 kg
内水共第 37 号	ます	種苗放流	140 kg
	うなぎ	種苗放流	20 kg
内水共第 38 号	あゆ	種苗放流	2,190 kg
	こい	種苗放流	0 kg
内水共第 39 号	ます	種苗放流	300 kg
	うなぎ	種苗放流	70 kg
内水共第 40 号	あゆ	種苗放流	5,450 kg
	こい	種苗放流	0 kg
	うなぎ	種苗放流	370 kg
	ふな	種苗放流	240 kg
	はや (おいかわ)	産卵床造成 又は種苗放流	1,800 m ² 110 kg
内水共第 41 号	ます	種苗放流	40 kg
内水共第 42 号	あゆ	種苗放流	300 kg
	ます	種苗放流	280 kg
	うなぎ	種苗放流	20 kg
内水共第 43 号	こい	種苗放流	50 kg
	ふな	種苗放流	10 kg
	わかさぎ	発眼卵放流	300 万粒
内水共第 44 号	あゆ	種苗放流	250 kg
	うなぎ	種苗放流	15 kg
内水共第 45 号	あゆ	種苗放流	1,500 kg
	こい	種苗放流	120 kg
内水共第 46 号	ます	種苗放流	350 kg
	うなぎ	種苗放流	40 kg
内水共第 47 号	ふな	種苗放流	20 kg
	わかさぎ	発眼卵放流	500 万粒
内水共第 48 号	はや (おいかわ、かわむつ、うぐい)	産卵床造成 又は種苗放流	1,200 m ² 75 kg
内水共第 49 号	あゆ	種苗放流	500 kg
	こい	種苗放流	70 kg

	うなぎ	種苗放流	20 kg
内水共第 50 号	ふな	種苗放流	10 kg
内水共第 51 号	あゆ	種苗放流	300 kg
	うなぎ	種苗放流	40 kg
内水共第 52 号	ふな	種苗放流	60 kg
内水共第 53 号	あゆ	種苗放流	450 kg
	こい	種苗放流	0 kg
	うなぎ	種苗放流	20 kg
内水共第 54 号	ます	種苗放流	40 kg
内水共第 55 号	うなぎ	種苗放流	30 kg
	ふな	種苗放流	20 kg